

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

夏期減税は6月分給料で

Q: 6月分の給与で、夏期減税を行うことになりますが、注意点を教えてください。

A: 4月以降の新入社員や転職者は、夏期減税の対象にはなりませんので、対象となる人の選び出しに注意してください。

【解説】

この4月から新税額表による給与所得者の減税が行われていますが、1月から3月の源泉分に対する減税事務は、6月以後に支給する給与で夏期減税として実施します。

この夏期減税の対象となるのは、6月1日現在「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人のうち、1月から3月までの間にその給与の支払者が支給した給料や賞与について、税額表の甲欄を適用して源泉徴収をした所得額のある人で、6月以降も甲欄を適用する人です。

夏期減税の控除額は、1月から3月までの間に支給した甲欄適用の給与に係る源泉徴収税額の合計額の20%相当額と、4万5千円のいずれか少ない金額です。この控除額を6月分の源泉徴収税額から差し引きます。

夏期減税実施後に交付する「給与支払明細書」の源泉徴収税額欄には、実際に源泉徴収をした金額を記入すればよく、夏期減税額の明細記入は不要です。「納付書」についても、実際の徴収税額を記入することになります。また、年の途中で退職した者に交付する「給与所得の源泉徴収票」についても、夏期減税額や夏期減税控除未済額を記入する必要はありません。

